

# 令和2年度からの保険料率等の見直しについて

## 1 保険料率の見直しについて

医療費、高齢者負担率の増加などにより、保険料率を見直します。

【変更点】 均等割額が、これまでの**45,000円**から**47,800円**となります。

所得割率が、これまでの**8.1%**から**8.9%**となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{〈保険料の決め方〉} \\ \hline \end{array} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{保} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{険} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{料} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割 (定額負担)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割 (所得に応じた負担)} \\ \hline \end{array}$$

47,800 円      賦課のもととなる所得 × 8.9%

所得に応じた軽減があります      所得に応じた軽減があります

\* 賦課のもととなる所得とは、総所得から基礎控除 33 万円を引いたもの

## 2 保険料の賦課限度額の変更について

【変更点】 保険料の上限額が、これまでの**62万円**から**64万円**となります。

## 3 均等割の軽減の変更について

| 対 象 者     | 世帯の総所得が33万円以下                | 世帯の総所得金額が33万円以下で世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得なし)の方 | 世帯の総所得が[33万円 + (*)28.5万円 × 世帯の被保険者数]以下の方 | 世帯の総所得が[33万円 + (*)52万円 × 世帯の被保険者数]以下の方 |
|-----------|------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------|
| 軽減割合      | (*)7.75割                     | (*)7割                                           | 5割                                       | 2割                                     |
| 均 等 割 年 額 | 10,755円                      | 14,340円                                         | 23,900円                                  | 38,240円                                |
| 変 更 点     | (*)8.5割→7.75割<br>に軽減割合が変わります | (*)8割→7割<br>に軽減割合が変わります                         | (*)28万円→28.5万円<br>に対象者枠が拡大します            | (*)51万円→52万円<br>に対象者枠が拡大します            |

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015

## 5月12日は民生委員・児童委員の日です

～ 広げよう 地域に根ざした 思いやり ～

◎「民生委員・児童委員の日」活動強化週間 全国民生委員児童委員連合会では、5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、5月12日から18日までの一週間、民生委員・児童委員の活動を地域の皆さまに知っていただくための「活動強化週間」としています。

◎民生委員・児童委員とは 民生委員は、民生委員法により住民の中から選ばれ、厚生労働大臣が委嘱します。また、児童委員は、児童福祉法によって民生委員が兼ねており、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員もいます。

◎民生委員・児童委員の役割と活動 民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って、安心して暮らしやすい地域社会をつくるために活動しています。それぞれの委員が担当する地域の中で、生活上の心配ごとの相談や、福祉サービスを利用するためのお手伝いなど、さまざまな活動に取り組んでいます。

◆町内には現在51名の民生委員・児童委員が活動しています。生活福祉のご心配事などは、お近くの民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007